

2. 浄化槽法定検査判定ガイドライン

浄化槽法定検査判定ガイドライン（平成14年2月改定版）

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部・廃棄物対策課浄化槽対策室

1. ガイドラインの性格

本ガイドラインは、平成7年6月20日付け衛浄第33号厚生省生活衛生局水道環境部長通知、同日付け衛浄第34号及び35号の同部環境整備課浄化槽対策室長通知（以下「通知」という。）に基づいて、指定検査機関が法定検査結果を実際に判定する際に役立つように具体的な考え方を取りまとめたものである。

本ガイドラインは、法定検査の判定に当たって、基本とすべき事項を示したものであり、個別のチェック項目についても、法定検査において浄化槽の機能をチェックする上で、特に重要、あるいは最低限必要であると考えられる項目にできるだけ限定して示した。さらに、判定方法については、通知の趣旨を踏まえて、浄化槽の処理機能に対する影響度合いを基本に置いた。

なお、本ガイドラインの性格に照らして、個々の指定検査機関において実際に検査結果の判定を行う際には、ここで示した考え方を踏まえつつ、必要に応じてチェック項目を細分化したり、具体的な作業手順を設定するなど、地域の実情に即した詳細な作業マニュアルを作成することが望ましい。

2. 検査に当たっての基礎情報の把握

法定検査の判定を適切に行うためには、通知で示されている検査項目のチェックに先立ち、浄化槽に関する基礎的な情報として、以下のような事項を、事前にあるいは浄化槽管理者に対するヒアリングにより把握しておくことが望ましい。

- ① 設置年月日及び使用開始年月日
- ② 製造業者、工事業者、保守点検業者及び清掃業者
- ③ 建築物の用途
- ④ 処理対象人員（人槽）及び実使用人員又は計画流入汚水量及び実流入汚水量
- ⑤ 処理方式及び処理目標水質
- ⑥ 医薬品の常用等特殊な使用条件の有無

3. 検査項目ごとのチェック項目及びその判断方法

(1) 判断に当たっての考え方

ここでは、外観検査、水質検査、書類検査ごとのチェック項目及びその判断方法についての考え方を示す。チェック項目ごとの判断に当たっては、検査結果を以下の3段階に分けて判断する。

- ① 望ましい状態にある、又は異常が認められない。（以下「良」という。）
- ② 一部望ましくない状態又は異常が認められるが、通常の保守点検及び清掃の範囲で回復が

可能な程度の状態であり、処理機能等に影響を与えるおそれが小さい。(以下「可」という。)

- ③ 望ましくない状態又は異常が認められ、主として当該単位装置の処理機能等に影響を与えることが明らかである。(以下「不可」という。)

浄化槽の機能については、個々のチェック項目の検査結果からだけでは判断しづらい場合も多いと考えられるが、ここではまずチェック項目ごとに「良」、「可」及び「不可」の判断を行うものとする。このため、各チェック項目ごとの判断結果と総合判定結果とは必ずしも直接リンクしないので、十分留意する必要がある。

(2) 具体的な判断方法

① 外観検査

外観検査に係るチェック項目及びその判断方法は、別紙1のとおりである。

7条検査においては、主として構造や施工が基準に従って適切に行われているか否か、設備又は単位装置の初期の能力や作動状況が適切か否か、生物膜又は活性汚泥が生育しているか否か等に着目して検査を行い、11条検査においては、主として維持管理が基準に従って適切に行われ、7条検査でチェックした項目が適切に維持されているか否か、使用が適切に行われているか否か、生物膜又は活性汚泥の管理が適切に行われているか否か等に着目して検査を行うこととなる。

いずれの検査においても、所期の処理機能が確保されているか否かに着目するという検査の趣旨を常に念頭におくことが重要である。

② 水質検査

水質検査に係るチェック項目及びその判断方法は、別紙2のとおりである。

③ 書類検査

書類検査に係るチェック項目及びその判断方法は、別紙3のとおりである。

7条検査においては使用開始直前を始めとする保守点検の記録、清掃を行っている場合は清掃の記録等をもとに検査を行い、11条検査においては保守点検の記録、清掃の記録等をもとに検査を行うこととなる。

4. 総合判定

(1) 判定に当たっての考え方

通知においては、総合判定では、外観検査、水質検査及び書類検査の結果を総合的に勘案して、「適正」、「おおむね適正」及び「不適正」のいずれかに該当するかを判定することとされている。

具体的には、「適正」とは、浄化槽の設置及び維持管理に問題があると認められない場合、「おおむね適正」とは、浄化槽の設置及び維持管理に関し、一部改善することが望ましいと認められる場合、又は今後の経過を注意して観察する必要があると認められる場合であって「不適正」以外の場合、「不適正」とは、浄化槽の設置及び維持管理に関し、法に基づく浄化槽の構造、

工事、保守点検及び清掃に係る諸基準に違反しているおそれがあると考えられ、改善を要すると認められる場合とされているところである。

3で示した各検査項目ごとの判断結果を踏まえると、総合判定は次の考え方にに基づき行うことが望ましい。ただし、11検査に生物化学的酸素要求量（BOD）を導入し、検査の効率化を図る観点から、他の検査項目の一部を軽減する方法を実施する場合には、この考え方を踏まえつつ、採用する検査方法に即した判定方法を検討する必要がある。

【適正】

すべてのチェック項目が「良」であるもの（一部の項目のみが「可」で、その他が「良」であるものも含む。）

【おおむね適正】

いずれかのチェック項目が「可」又は「不可」であって、「適正」又は「不適正」以外のもの

【不適正】

- ①外観検査のチェック項目のうち、放流水質又は公衆衛生に著しい影響を与えるおそれが極めて強いと考えられる項目が「不可」であるもの
- ②水質検査のチェック項目のうち、放流水質に係る項目が「不可」であり、かつ、外観検査又は書類検査の項目の判断結果から、法令の基準に違反しているおそれがある等その原因が明らかであるもの
- ③書類検査のチェック項目のうち、放流水質又は公衆衛生に著しい影響を与えるおそれが極めて強いと考えられる項目が「不可」であるもの

(2) 具体的な判定方法

【適 正】

原則としてすべてのチェック項目が「良」と判断されたものを**【適正】**と判定するものとする。ただし、以下のチェック項目については、浄化槽の放流水質又は公衆衛生に及ぼす影響が比較的軽微、又は必ずしもこれらの悪化を伴わないと考えられるので、これらの項目が「可」であっても総合判定において**【適正】**と判定しても支障ないものとする。

①外観検査

- ア. 浄化槽上部の状況のチェック項目
 - a. 上部スラブの打設の有無
- イ. 設置に係るその他の状況のチェック項目のうち、
 - a. 設置場所の状況
- ウ. 悪臭の発生状況のチェック項目
- エ. か、はえ等の発生状況のチェック項目

②水質検査

- ア. 水素イオン濃度指数（pH）
- イ. 汚泥沈殿率

- ウ. 溶存酸素量
- エ. 塩化物イオン（塩素イオン）濃度

③書類検査

- ア. 保守点検記録の内容
- イ. 清掃記録の内容

【おおむね適正】

いずれかのチェック項目が「可」又は「不可」と判断されたものであって、適正又は不適正と判定されたもの以外を【おおむね適正】と判定するものとする。

以下のチェック項目については、浄化槽の放流水質又は公衆衛生に及ぼす影響が比較的軽微、又は必ずしもこれらの悪化を伴わないと考えられるので、これらの項目が「不可」であっても、他の検査項目に関係なく、総合判定において【おおむね適正】と判定しても支障ないものとする。

①外観検査

- ア. 浄化槽上部の状況のチェック項目
 - a. 上部スラブの打設の有無
- イ. 設置に係るその他の状況のチェック項目のうち、
 - a. 設置場所の状況
- ウ. 悪臭の発生状況のチェック項目
- エ. か、はえ等の発生状況のチェック項目

②水質検査

- ア. 水素イオン濃度（pH）
- イ. 汚泥沈殿率
- ウ. 溶存酸素量
- エ. 塩化物イオン濃度

③書類検査

- ア. 保守点検記録の内容
- イ. 清掃記録の内容

【不適正】

以下の①～③のいずれかに該当するものを【不適正】と判定するものとする。

ただし、自然条件、汚泥処理体制の整備状況等浄化槽管理者又は関係業者に起因しない地域の実情により、「不可」と判断され、又は【不適正】と判断されるような場合は、下記によらず、暫定的に地域の実情に即した判定方法を別途設けることを妨げるものではない。また、医薬品の常用等の事情により、「不可」と判断され、又は【不適正】と判定されるような場合についても、特段の配慮をすべきである。

①外観検査の結果からの判定方法

外観検査のチェック項目のうち「不可」と判断された場合、そのまま放置すれば放流水質の著

しい悪化、公衆衛生の著しい問題等が生じるおそれが極めて強いと考えられる事項については、その項目が「不可」であることをもって、【不適正】と判定することが適当である。このようなチェック項目は、原則として以下に掲げるとおりである（別紙1の重要度Aの項目）。

1. 設置状況

- ア. 槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況のチェック項目
- イ. 漏水の状況のチェック項目
- ウ. 浄化槽上部の状況のチェック項目のうち、
 - a. 嵩上げの状況
 - b. 浄化槽上部及び周辺の利用又は構造の状況
- エ. 雨水、土砂等の槽内への流入状況のチェック項目のうち、
 - a. 雨水の流入状況
 - b. その他の特殊な排水の流入状況

- オ. 内部設備の固定状況のチェック項目のうち、
 - a. ポンプ設備の固定状況
 - b. 接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況
 - c. ばっ気装置の固定状況
 - d. 攪拌装置の固定状況（凝集槽、脱窒槽等の攪拌装置であって、放流水質に著しい影響を及ぼすものに限る。）
 - e. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況
 - f. 循環装置の固定状況
 - g. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況
 - h. 膜モジュールの固定状況
 - i. 消毒設備の固定状況
 - j. 越流せきの固定状況
 - k. 隔壁、仕切板及び移流管（口）の固定状況
 - l. その他の内部設備の固定状況（流量調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、汚泥掻き寄せ機、回転板駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベルに限る。）
- カ. 設置に係るその他の状況のチェック項目のうち、
 - a. 流入管渠及び放流管渠の設置状況
 - b. 送風機の設置状況（送風機が未設置の場合に限る。）
 - c. 増改築等の状況

2. 水の流れ方の状況

- ア. 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況のチェック項目のうち、
 - a. 消毒槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況
 - b. 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況
- イ. 水の流れ方に係るその他の状況のチェック項目

3. 使用の状況

- ア. 使用に係るその他の状況のチェック項目のうち、
 - a. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況（流入汚水量が過多の場合に限る。）

4. 消毒の実施状況

外観検査のチェック項目のうち、「不可」と判断された場合、必ずしも放流水質の著しい悪化、公衆衛生上の著しい問題等が生じるおそれが極めて強いと考えられない項目については、その項目が「不可」であることをもって直ちに【不適正】と判定するのではなく、水質検査又は書類検査のチェック項目が不可であるかどうかを考慮して判定することが適当である。このようなチェック項目は、原則として以下に掲げるとおりである（別紙1の重要度Bの項目）。

1. 設置状況

- ア. 雨水、土砂等の槽内への流入状況のチェック項目のうち、
 - a. 土砂の流入状況
- イ. 内部設備の固定状況のチェック項目のうち、
 - a. スクリーン設備の固定状況
 - b. 攪拌装置の固定状況（流量調製槽、汚泥濃縮貯留槽等の攪拌装置であって、放流水質に著しい影響を及ぼさないものに限る。）
 - c. その他の内部設備の固定状況（流量調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、汚泥掻き寄せ機、回転板駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベルを除く。）
- ウ. 設置に係るその他の状況のチェック項目のうち、
 - a. 送風機の設置状況（送風機が未設置の場合を除く。）

2. 設備の稼働状況

- ア. ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況のチェック項目
- イ. ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況のチェック項目
- ウ. 汚泥返送装置、汚泥移送装置、循環装置、逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況のチェック項目
- エ. 膜モジュールの稼働状況のチェック項目
- オ. 制御装置及び調整装置の稼働状況のチェック項目
- カ. 生物膜又は活性汚泥の状況のチェック項目
- キ. 設置の稼働に係るその他の状況のチェック項目

3. 水の流れ方の状況

- ア. 管渠、升及び各単位装置間の水流の状況のチェック項目
- イ. 越流せきにおける越流状況のチェック項目
- ウ. 各単位装置内の水位及び水流の状況のチェック項目
- エ. 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況のチェック項目のうち、

- a. 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況
- b. 流量調整槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況
- c. 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気ろ床槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況
- d. ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況
- e. 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況
- f. 沈殿槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況
- g. 消泡ポンプ槽及び水中ブロウ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況
- h. 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況

4. 使用の状況

- ア. 特殊な排水等の流入状況のチェック項目
- イ. 異物の流入状況のチェック項目
- ウ. 使用に係るその他の状況のチェック項目のうち、
 - a. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況（流入汚水量が過多の場合を除く。）

②水質検査の結果からの判定方法

水質検査については、スポット検査であること等から、その結果が「不可」と判定されたことのみをもって、【不適正】と判定するのではなく、次に掲げるような放流水質に係るチェック項目が「不可」であって、外観検査又は書類検査からその原因が明らかである場合に限り、【不適正】と判定することが適当である。【不適正】となる場合の外観検査上の原因として主に考えられるものを参考資料1に示す。

なお、BODを測定する場合には、透視度を下記の項目から省略しても差し支えない。

- ア. 残留塩素濃度
- イ. 透視度
- ウ. BOD

③書類検査の結果からの判定方法

書類検査のチェック項目のうち、「不可」と判断された場合、そのまま放置すれば放流水質の著しい悪化、公衆衛生上の著しい問題等が生じるおそれが極めて強いと考えられる項目については、その項目が「不可」であることをもって、【不適正】と判定することが適当である。このようなチェック項目は、原則として以下に掲げるとおりであるが、判定に当たっては、必要に応じ、水質検査の結果も勘案すべきである。

- ア. 保守点検記録のチェック項目のうち、
 - a. 記録の有無
 - b. 保守点検の回数
- イ. 清掃記録のチェック項目のうち、
 - a. 記録の有無
 - b. 清掃の回数

3. 外観検査に係るチェック項目及びその判断方法

1. 設置状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況	① 水平の状況	異常なし	水平の狂いが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水平の狂いが認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	原則として、水準目安線が設けられている単位装置でチェックする。	A
	② 浮上又は沈下の状況	異常なし	浮上又は沈下が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	浮上または沈下が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A
	③ 破損又は変形の状況	異常なし	一部変形が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	破損又は変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	槽本体部分の破損または変形の有無を確認する。内部設備については、「内部設備の固定状況」の項目でチェックする	A
漏水の状況	① 漏水の状況	異常なし	—	各単位装置の水位の低下等、漏水を生じていることが明らかである。	管渠及び槽本体から環境への漏水をチェックする。	A
	② 溢流の状況	異常なし	—	各単位装置の水位の著しい上昇等、溢流を生じていることが明らかである。	管渠及び槽本体から環境への溢流をチェックする。	A
浄化槽上部の状況	① 上部スラブの打設の有無	スラブ打設有り	スラブの打設はないが、維持管理作業性等に与える支障は軽微である。	スラブの打設がなく、維持管理作業性等に著しい支障を与えることが明らかである。		C
	② 嵩上げの状況	小型：嵩上げ高30cm以下であり、かつ、維持管理作業性に支障を与えていない。 中・大型：維持管理作業性に支障を与えていない。	小型：嵩上げ高が30cm以下であるが維持管理作業性に軽微な支障を与えている。 中・大型：維持管理作業性に与える支障は軽微である。	小型：嵩上げ高が30cmを超えている。あるいは嵩上げが30cm以下であっても維持管理作業性に著しい支障を与えている。 中・大型：維持管理作業性に著しい支障を与えることが明らかである。	小型合併処理浄化槽については嵩上げ状況を重視し、中・大型合併処理浄化槽については維持管理作業性を重視した判断とする。	A
	③ 浄化槽上部及び周辺の利用又は構造の状況	異常なし	物が置かれているが、移動が可能であるなど、維持管理作業性に与える支障は軽微である。	構造物がある、点検口がない、槽上部開口部の蓋の欠落等、維持管理作業性に著しい支障を与えることが明らかである。	浄化槽上部、周辺及びピット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の蓋の欠落、破損、変形及び位置、槽本体への過大な荷重の有無等についてチェックする。	A

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
雨水、土砂等の槽内への流入状況	① 雨水の流入状況	異常なし	升、マンホール蓋等から雨水の流入が認められるが、軽微である。	雨水排除管が接続されているなど、雨水の著しい流入が認められる。	流入管渠の途中の升の蓋が密閉されてなく、かつ雨水が流入するおそれがある場合はこの項目でチェックする。	A
	② 土砂の流入状況	異常なし	升、マンホール蓋等から土砂の流入が認められるが、軽微である。	土砂の著しい流入が認められる。		B
	③ その他の特殊な排水の流入状況	異常なし	処理対象以外の排水の流入が認められるが、軽微である。	処理対象以外の排水管の接続が行われているなど、特殊な排水の著しい流入が認められる。	流入管渠の途中で、屋外の給水栓の排水管、受水槽の水抜管（オーバーフロー管）、病院の場合、臨床検査室、手術室及び人工透析室の排水管などが接合されていないことをチェックする。異臭、汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況、水質検査などで異常が認められた場合はそれぞれ該当する項目の部分でチェックする。	A
内部設備の固定状況	① スクリーン設備の固定状況	異常なし	スクリーン設備の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	スクリーン設備やし渣受けカゴが欠落、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
	② ポンプ設備の固定状況	異常なし	ポンプ設備の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	ポンプ設備の欠落、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	ポンプ設備とは、原水ポンプ、流量調整用ポンプ、放流ポンプ、逆洗用水中ポンプ及び膜分離用吸引ポンプ等をさす。関連する配管及び配管途中のバルブを含む。	A
	③ 接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況	異常なし	接触材、ろ材、担体等の固定又は保持不良が認められるが軽微であり処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	接触材、ろ材、担体等の欠落、浮上、破損、脱落、流出等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A
	④ ばっき装置の固定状況	異常なし	ばっき装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	散気装置の欠落、破損、固定不良、空気配管途中の支持具の破損等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	ばっき装置には、関連する空気配管、オリフィス等を含む。	A

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
内部設備の固定状況	⑤ 攪拌装置の固定状況	異常なし	攪拌装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	攪拌装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A：凝集工程の急速、緩速攪拌装置、脱窒槽等の攪拌装置の場合 B：流量調整槽や汚泥濃縮貯留槽等の攪拌装置の場合	A、B
	⑥ 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	異常なし	汚泥返送装置又は汚泥移送装置の位置の不良、汚泥返送管又は移送管の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥返送装置又は汚泥移送装置の欠落、位置の不良、汚泥返送管又は移送管の破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	汚泥返送装置又は汚泥移送装置には、エアリフトポンプを用いている場合、関連する空気配管を含む。排砂装置、分水計量装置、移送用ポンプについては、この項目に準じてチェックする。	A
	⑦ 循環装置の固定状況	異常なし	循環装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	循環装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	分水計量装置及び循環用ポンプは、この項目に準じてチェックする。	A
	⑧ 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	異常なし	逆洗装置または洗浄装置の固定不良が認められるが、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	逆洗装置又は洗浄装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A
	⑨ 膜モジュールの固定状況	異常なし	—	膜モジュールの欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況の項目に準じてチェックする。	A
	⑩ 消毒設備の固定状況	異常なし	消毒装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	消毒装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A
	⑪ 越流せきの固定状況	異常なし	越流せきの水平の狂いが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	越流せきの欠落、水平の狂い、破損、変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A
	⑫ 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	異常なし	一部変形等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	破損又は著しい変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
内部設備の固定状況	⑬ その他の内部設備の固定状況	異常なし	一部固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	固定不良、欠落、破損が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	本固定状況のなかには、流量調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、消泡装置、汚泥掻き寄せ機、回転板駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベル等の固定状況のチェックを含む。 A：流量調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、汚泥掻き寄せ機、回転板駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベルの場合 B：A以外の場合	A、B
設置に係るその他の状況	① 設置場所の状況	異常なし	一部通気不良等が認められるが、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	処理機能上あるいは維持管理上、不適切な場所に設置されている。	雨水が停滞しやすい又は通気性が悪い場所での設置により、処理機能へ影響を及ぼすことがある。	C
	② 流入管渠及び放流管渠の設置状況	異常なし	流入管渠または放流管渠途中の升の一部欠落等が認められるが、維持管理作業性に与える支障は軽微である。	流入管渠または放流管渠の未接合が認められる。放流先の水位との落差が不十分で、放流水が逆流することが明らかである。		A
	③ 送風機の設置状況	異常なし	送風機の取り付け架台の未設置、騒音、振動等の発生が認められる。	送風機の未設置や取り付け不良、空気配管の露出や過長が認められる。	送風機本体から槽本体の接続部までの空気配管、防水、予備コンセントやアースのチェックを含む。ただし、アースの不必要なものもある。 A：送風機の未設置の場合 B：A以外の場合	A、B
	④ 増改築等の状況	異常なし	増改築等に伴い、人槽の変更が行われていないが、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	増改築に伴い、処理対象人員と人槽に大幅な差が生じており、処理機能に影響を与えることが明らかである。	人槽表示等の状況を含む。	A

2. 設備の稼働状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	① ポンプの稼働状況	異常なし	揚水能力の低下が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	揚水能力の不足、故障等が認められ処理機能に影響を与えることが明らかである。	ポンプ設備とは、原水ポンプ、流量調整槽用ポンプ、放流ポンプ、逆洗用水中ポンプ及び膜分離用吸引ポンプ等をさす。関連する配管及び配管途中のバルブを含む。	B
	② 送風機の稼働状況	異常なし	送風能力の低下、槽内の攪拌水流の不均等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	送風量の不足、故障等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
	③ 駆動装置の稼働状況	異常なし	一部不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	故障、破損等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	駆動装置とは、集泥機、スクリーンの自動掻き上げ機、回転板駆動装置、回転散水機、破碎機等を含む。	B
ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	① ばっ気装置の稼働状況	異常なし	空気供給量の調整不良、ばっ気槽、接触ばっ気槽等の攪拌水流の不均等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	空気供給量の調整不能、散気装置の閉塞又は破損等が認められるなど処理機能に影響を与えることが明らかである。	ばっ気装置には、関連する空気配管、オリフィス等を含む。	B
	② 攪拌装置の稼働状況	異常なし	攪拌装置の能力低下、攪拌不良等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	攪拌装置の能力不足、故障等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
汚泥返送装置、汚泥移送装置、循環装置、逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	① 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	異常なし	汚泥返送装置又は汚泥移送装置の調整不良、設定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥返送装置又は汚泥移送装置、返送用又は移送用送風機等の故障、調整不能、設定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	汚泥返送管又は汚泥移送管内の汚泥堆積による閉塞状況のチェックを含む。 排砂装置、分水計量装置、移送用ポンプについては、この項目に準じてチェックする。	B

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
汚泥返送装置、汚泥移送装置、循環装置、逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	②循環装置の稼働状況	異常なし	循環装置の調整不良、設定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	循環装置の故障、調整不能、設定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	循環装置とは、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号）において循環装置として規定されているものをさす。例えば、汚泥移送装置を常時稼働させている場合は①の部分でチェックする。分水計量装置、循環用ポンプについては、この項目に準じてチェックする。	B
	③逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	異常なし	逆洗装置又は洗浄装置の調整不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	逆洗装置又は洗浄装置の故障、調整不能が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
膜モジュールの稼働状況	①膜モジュールの稼働状況	異常なし	膜の透過水量の低下、差圧・水位の上昇等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	膜の透過水量の著しい低下、差圧・水位の著しい上昇、透過水の懸濁等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	主として透過水量、水質からチェックする。	B
制御装置及び調整装置の稼働状況	①制御装置の稼働状況	異常なし	タイマー、スイッチ等の設定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	タイマー、スイッチ等の設定不良、故障が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	制御装置については、シーケンス、タイマー、水位センサー等の設定状況をチェックする。	B
	②調整装置の稼働状況	異常なし	流量調整槽の分水計量装置の調整不良、電磁弁や電動弁の作動不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	分水計量装置のせき高の調整不能、電磁弁や電動弁の故障が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	調整装置とは、流量調整槽等の分水計量装置、電磁弁、電動弁、集水装置等をさす。	B
生物膜又は活性汚泥の状況	①生物膜の状況	異常なし	生物膜の肥厚化、はく離等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	生物膜の未生成、著しい肥厚化、はく離等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	生物膜の付着状況やはく離状況等をチェックする。	B

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
生物膜又は活性汚泥の状況	② 活性汚泥の状況	異常なし	活性汚泥の沈降性や分離性の不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。 膜分離槽においては、適正な範囲を超えているが、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	活性汚泥の未生成、活性汚泥量の著しい増加等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。 膜分離槽においては、適正な範囲を超え、処理機能に影響を与えることが明らかである。	活性汚泥の性状や沈降性等をチェックする。膜分離槽の活性汚泥については、適正な汚泥濃度範囲をチェックする。 なお、適正な濃度範囲とは、MLSSは3,000～15,000mg/lを目安とする。	B
設備の稼動に係るその他の状況	① その他の設備の稼動状況	異常なし	換気設備、照明設備、3次処理装置等の不良が認められるが軽微であり、処理機能又は維持管理作業性に影響を与えるおそれが小さい。	換気設備、照明設備、3次処理装置等に著しい不良が認められ、処理機能又は維持管理作業性に影響を与えることが明らかである。	3次処理装置とは、浄化槽設置届等が提出されているものをさす。 消泡装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機等を含む。	B

3. 水の流れ方の状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
管渠、升及び単位装置の水流の状況	① 流入管渠(路)の水流の状況	異常なし	汚水の停滞、汚物の堆積が認められるが、軽微である。	管渠の勾配不良、破損、著しい油脂や汚泥の堆積等が認められる。	流入管渠には、油脂分離槽を含む。	B
	② 放流管渠(路)の水流の状況	異常なし	処理水の停滞が認められるが、軽微である。	管渠の勾配不良や破損、蒸発散装置、浸透装置の不良が認められる。	放流管渠には、蒸発散装置や浸透装置を含む。	B
	③ 各単位装置間の水流の状況	異常なし	短絡流の形成が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	移流管の閉塞または破損、隔壁の破損又は変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
越流せきにおける越流状況	① 越流せきにおける越流状況	異常なし	不均等な越流が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	著しく不均等な越流が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	集水といにおける水の流れ方を含む。	B
各単位装置内の水位及び水流の状況	① 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	異常なし	レベルスイッチの設定不良又は異物の付着による誤作動が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	レベルスイッチの設定不良又は異物の付着による誤作動等により、揚水量の不足が生じ、水位の著しい上昇が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
各単位装置内の水位及び水流の状況	② 流量調整槽の水位及び水流の状況	異常なし	レベルスイッチの設定不良又は異物の付着による誤作動、攪拌不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	レベルスイッチの設定不良または異物の付着による誤作動等による水位の著しい上昇、攪拌装置の不良、ポンプの2台同時運転が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	中間流量調整槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	③ 嫌気ろ床槽の水位の状況	異常なし	ろ材や移流管の閉塞により、水位の上昇が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	ろ材や移流管の閉塞により、槽内水のオーバーフローが認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	ろ材が充填され、固液分離機能を有する単位装置については、この項目に準じてチェックする。	B
	④ ばっ気槽の水位及び水流の状況	異常なし	攪拌水流に片寄りが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	ばっ気装置の不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	脱窒槽、硝化槽、回分槽、間欠ばっ気槽、OD槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	⑤ 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	異常なし	接触材や移流管の閉塞により、水位の上昇あるいは攪拌水流に片寄りが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水位の上昇や攪拌不良等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	脱窒用接触槽、硝化用接触槽及び再ばっ気槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	⑥ 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	異常なし	水位の上昇あるいは攪拌水流に片寄りが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水位の上昇や攪拌不良等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
	⑦ 平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	異常なし	平面酸化床の水平の狂い、散水ろ床の閉塞が一部認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	散水ろ床の冠水又は平面酸化床や散水ろ床の破損が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
	⑧ 沈殿槽の水位及び水流の状況	異常なし	沈殿槽の水位及び水流の異常が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	沈殿槽の水位及び水流の異常が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	凝集沈殿槽、処理水槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	⑨ その他の単位装置の水位及び水流の状況	異常なし	水位及び水流の異常認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水位及び水流の異常認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	ろ材を充填しないで、固液分離機能を有する単位装置、凝集槽については、この項目に準じてチェックする。	B

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	① 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積又はスカムの生成が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
	② 流量調整槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	攪拌水流の不良に伴う汚泥の堆積又はスカムの生成が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	中間流量調整槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	③ 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気ろ床槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められるが、流出するおそれが小さい。	汚泥又はスカムの著しい流出が認められる。	固液分離機能を有する一次処理装置については、この項目に準じてチェックする。	B
	④ ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	攪拌水流の不良に伴う汚泥の堆積が認められるが軽微であり、処理機能に与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	脱窒槽、硝化槽、脱窒用接触槽、硝化用接触槽、再ばっ気槽、凝集槽、回分槽、間欠ばっ気槽、OD槽、回転板接触槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	⑤ 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	攪拌水流の不良に伴う汚泥の堆積が認められるが軽微であり、処理機能に与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
	⑥ 沈殿槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	汚泥の著しい堆積又はスカムの生成が認められるが、流出するおそれが小さい。	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	凝集沈殿槽、処理水槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	⑦ 消毒槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積又はスカムの生成が認められるが、軽微である。	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。		A
	⑧ 消泡ポンプ槽及び水中ブロー槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積又はスカムの生成が認められるが、軽微である。	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	砂ろ過原水槽、砂ろ過処理水槽、活性炭吸着原水槽、活性炭吸着処理水槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	⑨ 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積又はスカムの生成が認められるが、軽微である。	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。		A

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	⑩ 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	脱離液に汚泥又はスカムの流出が認められるが、軽微である。	脱離液に汚泥又はスカムの著しい流出が認められる。汚泥貯留槽においては、所定のレベル以上の汚泥の貯留が認められる。		B
水の流れ方に係るその他の状況	① 汚泥の流出状況	異常なし	放流先へ汚泥の流出が認められるが、軽微である。	放流先へ汚泥の著しい流出が認められる。	原則として、放流管渠の途中の最初の点検弁でチェックする。	A

4. 使用の状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
特殊な排水等の流入状況	① 油脂類の流入状況	異常なし	油脂類の流入が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	油脂類の著しい流入が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
	② 処理対象以外の排水の流入状況	異常なし	特殊な排水の流入が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	特殊な排水の著しい流入が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	配管上は問題ない、あるいは配管の接続状況が不明の場合において、特殊な排水の流入状況についてチェックする。	B
異物の流入状況	① 異物の流入状況	異常なし	異物の流入が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	異物の著しい流入が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
使用に係るその他の状況	① 流入汚水量、洗浄用水量等の使用状況	異常なし	流入汚水量、洗浄用水量等の過多又は過少が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	流入汚水量、洗浄用水量等の著しい過多又は過少が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A：流入汚水量の過多の場合 B：その他の場合	A、B

5. 悪臭の発生状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
悪臭の発生状況	① 悪臭の発生状況	異常なし	悪臭の発生が認められるが、軽微である。	悪臭の著しい発生が認められる。		C
	② 悪臭防止装置の実施状況	異常なし	悪臭防止装置が実施されているが、一部不備が認められる。	マンホール及び升の蓋の密閉不良、トラップの不備、臭突の破損等悪臭防止装置が著しく不十分である。	流入管渠途中の点検升内のトラップの設置状況、蓋の密閉状況等をチェックする。	C

6. 消毒の実施状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
消毒の実施状況	① 消毒剤の有無	消毒剤が充填されている。	—	消毒剤が充填されていない。		A
	② 処理水と消毒剤の接触状況	異常なし	—	処理水と消毒剤との接触不良が認められる。		A

7. か、はえ等の発生状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
か、はえ等の発生状況	① か、はえ等の発生状況	異常なし	か、はえ等衛生害虫の発生が認められるが、軽微である。	か、はえ等衛生害虫の著しい発生が認められる。		C

注)

1. 重要度の欄の記号について

A：本文4(2)に掲げられているもので、原則として、その項目が「不可」であることをもって、【不適正】と判定することが適当であるもの。

B：A及びC以外の項目で、その項目が【不可】であることをもって直ちに【不適正】と判定するものではなく、水質検査又は書類検査のチェック項目が不可であるかどうかを考慮して判定することが適当であるもの。

C：本文4(2)に掲げられているもので、その項目が「可」であっても、総合判定において適正と判定しても支障ないもの。また、その項目が「不可」であっても、総合判定においておおむね適正と判定して支障ないもの。

2. 「タンク」、「室」、「槽」については、代表して「槽」と表記してあるので、必要に応じて読み替えを行うこと。

3. 平成7年12月27日付け又は平成12年5月31日付けの改正により、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和5年建設省告示第1292号）に新たに位置づけられた単位装置については、備考欄に示す項目に準じてチェックすること。

4. 水質検査に係るチェック項目及びその判断方法

チェック項目	単独 合併	浄化槽のBOD 処理性能	良	可	不可
pH	単独処理	—	5.8～8.6	良及び不可以外	3未満又は10超
	合併処理	—	5.8～8.6	良及び不可以外	3未満又は10超
汚泥沈殿率	単独処理	—	10%以上60%以下	検出されるが10%未満	検出されない 又は60%超
	合併処理	—	10%以上	検出されるが10%未満	検出されない
溶存酸素量	単独処理	—	0.3 mg / ℓ 以上	検出されるが、0.3 mg / ℓ 未満	検出されない
	合併処理	—	1.0 mg / ℓ 以上	検出されるが、1.0 mg / ℓ 未満	検出されない
塩化物イオン 濃度	単独処理	—	90 mg / ℓ 以上 140 mg / ℓ 以下	30 mg / ℓ 以上90 mg / ℓ 未満 又は 140 mg / ℓ 超270 mg / ℓ 以下	30 mg / ℓ 未満 又は 270 mg / ℓ 超
残留塩素濃度	単独処理	—	検出される	—	検出されない
	合併処理	—	検出される	—	検出されない
透視度	単独処理	—	7度以上	4度以上 7度未満	4度未満
	合併処理	60 mg / ℓ 以下 30 mg / ℓ 以下 20 mg / ℓ 以下	10度以上 15度以上 20度以上	5度以上10度未満 12度以上15度未満 15度以上20度未満	5度未満 12度未満 15度未満
BOD	単独処理	—	90 mg / ℓ 以下	90 mg / ℓ 超120 mg / ℓ 以下	120 mg / ℓ 超
	合併処理	60 mg / ℓ 以下 30 mg / ℓ 以下 20 mg / ℓ 以下	60 mg / ℓ 以下 30 mg / ℓ 以下 20 mg / ℓ 以下	60 mg / ℓ 超 80 mg / ℓ 以下 30 mg / ℓ 超 40 mg / ℓ 以下 20 mg / ℓ 超 30 mg / ℓ 以下	80 mg / ℓ 超 40 mg / ℓ 超 30 mg / ℓ 超

5. 書類検査に係るチェック項目及びその判断方法

1. 保守点検記録

チェック項目	良	可	不可	備考
①記録の有無	記録が保存されている。	記録が保存されていない。ただし、保守点検が行われていることが確認できる。	記録が保存されていない、かつ、保守点検が行われていないことが確認できない。	
②記録の内容	保守点検の技術上の基準に準拠して実施している。	記録の内容に一部不備がある。	著しい誤記入、未記入、虚偽の記載等記載内容に著しい不備がある。	
③保守点検の回数	通常の使用状態において法令で定められた回数以上である。又は、通常の使用状態以外の場合において、必要な回数が行われている。	—	通常の使用状態において法令で定められた回数より少ない。又は、通常の使用状態以外の場合において必要な回数が行われていない。	

注) 7条検査では、使用開始直前の保守点検記録の確認を含む。

2. 清掃記録

チェック項目	良	可	不可	備考
①記録の有無	記録が保存されている。	記録が保存されていない。ただし、清掃が行われていることが確認できる。	記録が保存されていない、かつ、清掃が行われていないことが確認できない。	
②記録の内容	清掃の技術上の基準に準拠している。	記録の内容に一部不備がある。	著しい誤記入、未記入、虚偽の記載等記載内容に著しい不備がある。	
③清掃の回数	法令で定められた回数以上である。	—	法令で定められた回数より少ない。	汚泥濃縮貯留槽又は汚泥貯留槽においては、必要な回数が行われていない場合は不可とする。

注) 7条検査における清掃記録の確認については、必ずしも該当しない施設がある。

3. その他の記録

建築確認申請書、設置届、設計図書、法定検査の記録等については、保守点検及び清掃の記録とは異なり、法令でその保存が義務づけられない等のことから本ガイドラインには含めず、各指定検査機関の判断によるものとする。